

◎ 年金積立金管理運用独立行政法人法等の一部を改正する法律案 新旧対照案文

○ 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（抄）（第一条関係）【公布日施行（第二十条の改正規定）又は公布の日から起算して十日を経過した日施行（第二十六条の改正規定）】 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（中期計画の記載事項）</p> <p>第二十条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（中期計画の記載事項）</p> <p>第二十条 管理運用法人は、中期計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>二 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>三 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>2 前項各号に掲げる事項は、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第七十九条の二及び国民年金法第七十五条の目的に適合するものでなければならない。</p> <p>3 第一項第二号に掲げる事項は、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、年金積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならない。</p>

4| ~~第一項第二号の資産の構成については、当該資産の額に占める株式の割合がおおむね百分の二十を超えない範囲で定めるものとする。~~

5| 管理運用法人の中期計画に関する通則法第三十条第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「年金積立金管理運用独立行政法人法第二十条第一項各号に掲げる事項のほか、次に」とする。

第二十六条 管理運用法人は、各事業年度の通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の提出後遅滞なく、当該事業年度における年金積立金の資産の額及びその構成割合並びに運用収入の額、~~年金積立金の運用に係る損失の危険に関する情報~~その他厚生労働省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表しなければならない。

2 (略)

い。
(新設)

4| 管理運用法人の中期計画に関する通則法第三十条第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「年金積立金管理運用独立行政法人法第二十条第一項各号に掲げる事項のほか、次に」とする。

第二十六条 管理運用法人は、各事業年度の通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の提出後遅滞なく、当該事業年度における年金積立金の資産の額及びその構成割合並びに運用収入の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表しなければならない。

2 管理運用法人は、厚生労働省令で定める期間ごとに、年金積立金の運用の実績その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）（第二条関係）【公布日施行（第七十九条の五の改正規定、第一百四条の二の改正規定）又は公布の日から起算して十日を経過した日施行（第七十九条の八の改正規定）】（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（積立金の資産の構成の目標）</p> <p>第七十九条の五 （略）</p> <p>2 管理運用主体は、前項の規定により積立金の資産の構成の目標を定めるに当たっては、当該資産の額に占める株式の割合がおおむね百分の二十を超えることのないよう、これを定めるものとする。</p> <p>3 管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、共同して、<u>第一項</u>に規定する積立金の資産の構成の目標に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。</p> <p>4 管理運用主体は、<u>第一項</u>に規定する積立金の資産の構成の目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、共同して、これを公表するとともに、主務大臣に送付しなければならない。</p> <p>5 主務大臣は、<u>第一項</u>に規定する積立金の資産の構成の目標が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、管理運用主体に対し、</p>	<p>（積立金の資産の構成の目標）</p> <p>第七十九条の五 管理運用主体は、積立金基本指針に適合するよう、共同して、次条第一項に規定する管理運用の方針において同条第二項第三号の資産の構成を定めるに当たつて参酌すべき積立金の資産の構成の目標を定めなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>2 管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、共同して、<u>前項</u>に規定する積立金の資産の構成の目標に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。</p> <p>3 管理運用主体は、<u>第一項</u>に規定する積立金の資産の構成の目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、共同して、これを公表するとともに、主務大臣に送付しなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、<u>第一項</u>に規定する積立金の資産の構成の目標が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、管理運用主体に対し、</p>

当該目標の変更を命ずることができる。

- 6| 前項の規定による命令をしようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合するよう変更させるべき内容の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

(管理積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価)

第七十九条の八 管理運用主体は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額、管理積立金の運用に係る損失の危険に関する情報その他の主務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表するとともに、所管大臣に送付しなければならない。

2 (略)

3 (略)

当該目標の変更を命ずることができる。

- 5| 前項の規定による命令をしようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合するよう変更させるべき内容の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

(管理積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価)

第七十九条の八 管理運用主体は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の主務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表するとともに、所管大臣に送付しなければならない。

2 所管大臣は、その所管する管理運用主体の業務概況書の送付を受けたときは、速やかに、当該管理運用主体について、管理積立金の管理及び運用の状況（第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況を含む。）その他の管理積立金の管理及び運用に関する主務省令で定める事項について評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 所管大臣は、第一項の規定による業務概況書の送付を受けたときは、前項の規定による評価の結果を添えて、当該業務概況書を

4

(略)

第百四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした管理運用主体の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 ~~第七十九条の五第四項、第七十九条の六第五項又は第七十九条の八第一項の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。~~
- 二 ~~第七十九条の五第五項の規定による主務大臣の命令又は第七十九条の六第七項若しくは第七十九条の七の規定による所管大臣の命令に違反したとき。~~

三 (略)

主務大臣に送付するものとする。

4

年金積立金管理運用独立行政法人について第一項の規定を適用する場合においては、同項中「決算完結後」とあるのは、「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の提出後」とする。

第百四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした管理運用主体の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 ~~第七十九条の五第三項、第七十九条の六第五項又は第七十九条の八第一項の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。~~
- 二 ~~第七十九条の五第四項の規定による主務大臣の命令又は第七十九条の六第七項若しくは第七十九条の七の規定による所管大臣の命令に違反したとき。~~
- 三 第七十九条の六第四項の規定により承認を受けなければならない場合において、その承認を受けないで管理運用の方針を定め、又は変更したとき。

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抄）（第三条関係）【令和三年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第八十八条の二 被保険者は、次に掲げる期間に係る保険料を納付することを要しない。</p> <p>一 出産の予定日（厚生労働省令で定める場合にあつては、出産の日。第百六条第一項及び第百八条第二項において「出産予定日」という。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合においては、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間</p> <p>二 一歳に満たない子の養育を開始した日の属する月からその子が一歳に達する日（一歳に達する前にその養育が終了した場合にあつては、その養育が終了した日）の属する月までの期間（前号に掲げる期間を除く。）</p>	<p>第八十八条の二 被保険者は、出産の予定日（厚生労働省令で定める場合にあつては、出産の日。第百六条第一項及び第百八条第二項において「出産予定日」という。）の属する月（以下この条において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合においては、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。</p>

○ 国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号）（抄）（第四条関係）【令和三年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保険料の減免等）</p> <p>第七十七条 （略）</p> <p>2 国は、市町村及び組合が、前項の規定により被保険者の出産の 予定日（厚生労働省令で定める場合にあつては、出産の日。）の属 する月（以下この項において「出産予定月」という。）の前月（多 胎妊娠の場合においては、三月前）から出産予定月の翌々月まで の期間及び一歳に満たない子の養育を開始した日の属する月から その子が一歳に達する日（一歳に達する前にその養育が終了した 場合にあつては、その養育が終了した日）の属する月までの期間 に係る保険料を免除する場合には、必要な財政上の援助を行うも のとする。</p>	<p>（保険料の減免等）</p> <p>第七十七条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところによ り、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を 猶予することができる。</p> <p>（新設）</p>

○ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）（抄）（第五条関係）【令和三年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者に老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金を支給するとともに、所得の額が一定の基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給することにより、これらの者の生活の支援を図ることを目的とする。</p> <p>（老齢年金生活者支援給付金の支給要件）</p> <p>第二条 国は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による老齢基礎年金（以下単に「老齢基礎年金」という。）の受給権者であつて当該老齢基礎年金を受ける権利について同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの（以下この条及び第十条において「老齢基礎年金受給権者」という。）が、その者の前年（一月から七月までの月分のこの項に規定する老齢年金生活者支援給付金については、前々年とする。以下この項において同じ。）中の</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者に国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎とした老齢年金生活者支援給付金又は保険料納付済期間を基礎とした補足的老齢年金生活者支援給付金を支給するとともに、所得の額が一定の基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給することにより、これらの者の生活の支援を図ることを目的とする。</p> <p>（老齢年金生活者支援給付金の支給要件）</p> <p>第二条 国は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による老齢基礎年金（以下単に「老齢基礎年金」という。）の受給権者であつて当該老齢基礎年金を受ける権利について同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの（以下この条、第十条及び第十一条において「老齢基礎年金受給権者」という。）が、その者の前年（一月から七月までの月分のこの項に規定する老齢年金生活者支援給付金については、前々年とする。以下この項において</p>

公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）と前年の所得との合計額（政令で定める場合にあつては、当該合計額を基準として政令で定めるところにより算定した額とする。以下「前年所得額」という。）が国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額を勘案して政令で定める額（第十条第一項において「所得基準額」という。）以下であることその他その者及びその者と同一の世帯に属する者の所得の状況を勘案して政令で定める要件に該当するときは、当該老齢基礎年金受給権者に対し、老齢年金生活者支援給付金を支給する。

2 (略)

3 (略)

同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）と前年の所得との合計額（政令で定める場合にあつては、当該合計額を基準として政令で定めるところにより算定した額とする。以下「前年所得額」という。）が国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額を勘案して政令で定める額（第十条第一項において「所得基準額」という。）以下であることその他その者及びその者と同一の世帯に属する者の所得の状況を勘案して政令で定める要件に該当するときは、当該老齢基礎年金受給権者に対し、老齢年金生活者支援給付金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、老齢年金生活者支援給付金は、当該老齢基礎年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき（第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定めるときに限る。）は、支給しない。

- 一 日本国内に住所を有しないとき。
- 二 当該老齢基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。
- 三 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(老齢年金生活者支援給付金の額)

第三条 老齢年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次に掲げる額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)を合算した額とする。

一 給付基準額(老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)に保険料免除期間(国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間をいい、他の法令の規定により同項に規定する保険料免除期間とみなされた期間を含み、同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間を除く。以下この号及び次号において同じ。)がある場合にあつては、給付基準額から給付基準額に受給資格者の保険料免除期間の月数を四百八十で除して得た数を乗じて得た額を控除して得た額)

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に受給資格者の保険料免除期間の月数の六分の一(同法第五条第六項に規定する保険料四分の一免除期間にあつては、同項に規定する保険料四分の一免除期間の月数の十二分の一)に相当する月数(当該月数と同法第二十七条各号に掲げる月数を合算した

(老齢年金生活者支援給付金の額)

第三条 老齢年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次に掲げる額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)を合算した額とする。

一 給付基準額に、その者の保険料納付済期間(国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいい、他の法令の規定により同項に規定する保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)の月数を四百八十で除して得た数(その数が一を上回るときは、一)を乗じて得た額

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に、その者の保険料免除期間(同法第五条第二項に規定する保険料免除期間をいい、他の法令の規定により同項に規定する保険料免除期間とみなされた期間を含み、同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る

月数（四百八十を限度とする。以下この号において同じ。）とを合算した月数が四百八十を超えるときは、四百八十から当該各号に掲げる月数を合算した月数を控除した月数を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額を十二で除して得た額

（給付基準額）

第四条 給付基準額（前条第一号に規定する給付基準額をいう。以下同じ。）は、六千円とする。

2 給付基準額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この項において「物価指数」という。）が令和二年（この項の規定による給付基準額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下回るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の給付基準額を改定する。

3 （略）

期間を除く。）の月数の六分の一（同法第五条第六項に規定する保険料四分の一免除期間にあつては、同項に規定する保険料四分の一免除期間の月数の十二分の一）に相当する月数（当該月数と同法第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。以下この号において同じ。）とを合算した月数が四百八十を超えるときは、四百八十から当該各号に掲げる月数を合算した月数を控除した月数を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額を十二で除して得た額

（給付基準額）

第四条 給付基準額（前条第一号に規定する給付基準額をいう。以下同じ。）は、五千円とする。

2 給付基準額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この項において「物価指数」という。）がこの法律の施行の日の属する年の前年（この項の規定による給付基準額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下回るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の給付基準額を改定する。

3 前項の規定による給付基準額の改定の措置は、政令で定める。

(認定)

第五条 受給資格者は、老齢年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に対し、その受給資格及び老齢年金生活者支援給付金の額について認定の請求をしなければならない。

2

(略)

(補足的老齢年金生活者支援給付金の額)

第十一条 補足的老齢年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額から、補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者の前年所得額の逓増に応じ、逓減するように政令で定める額とする。

附 則

(認定)

第五条 老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者（次条第一項及び第二項、第七条、第九条第一項並びに第十一条において「受給資格者」という。）は、老齢年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に対し、その受給資格及び老齢年金生活者支援給付金の額について認定の請求をしなければならない。

2

前項の認定を受けた者が、老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る老齢年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(補足的老齢年金生活者支援給付金の額)

第十一条 補足的老齢年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、当該老齢基礎年金受給権者を受給資格者とみなして第三条の規定を適用するとしたならば同条第一号に規定する額として算定されることとなる額から、その者の前年所得額の逓増に応じ、逓減するように政令で定める額とする。

附 則

第七条 削除

(老齢年金生活者支援給付金の額の計算の特例)

第八条 第三条第二号に規定する額を計算する場合には、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則別表第四の上欄に掲げる者については、同号中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

第九条 （略）

(老齢年金生活者支援給付金等の額の計算の特例)

第七条 第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「他の法令」とあるのは、「その者の二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係る同法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る同法第五条第一項に規定する保険料納付済期間を除き、他の法令」とする。

第八条 第三条各号に規定する額を計算する場合には、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則別表第四の上欄に掲げる者については、同条中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

第九条 （略）